

仙台市交通局規程第一号

仙台市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年一月十九日

仙台市交通事業管理者 吉野博明

仙台市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程  
仙台市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和六十二年仙台市交通局規程第十号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 後
附 則	附 則
1 [略] (一日旅客運賃に関する特例)	1 [略] (一日旅客運賃に関する特例)
2 令和七年十月三十一日から同年十一月三日までの間、一日旅客運賃は、第二十条の二に定めるもののほか、旅客が一日券の使用を開始した時刻から <u>二十四時間</u> を経過するまでの間又は <u>三十六時間</u> を経過するまでの間に区間を定めず不定回数乗車する場合に適用し、この場合における条例別表に規定する大人一日旅客運賃の額は、通用期間が <u>二十四時間</u> のものにあっては七百円、 <u>三十六時間</u> のものにあっては千円とする。	2 令和八年一月二十八日から同年四月二十六日までの間で <u>管理者が別に定める日において</u> 、一日旅客運賃は、第二十条の二に定めるもののほか、旅客が一日券の使用を開始した時刻から <u>十二時間</u> を経過するまでの間に区間を定めず不定回数乗車する場合に適用し、この場合における条例別表に規定する大人一日旅客運賃の額は、通用期間が <u>十二時間</u> のものについては五百円とする。
3 [略]	3 [略]
4 特例一日券に係る一日旅客運賃の払戻しについては、第六十七条の二第一項の規定にかかわらず、 <u>次の各号のいずれかに該当する</u> 場合であって、当該特例一日券が使用されていないときに限り、ウェブサイト等を利用する方法によりその全額を払い戻すものとする。 <u>一 払戻しの請求があった場合</u> <u>二 当該特例一日券の通用期間が経過した場合</u>	4 特例一日券に係る一日旅客運賃の払戻しについては、第六十七条の二第一項の規定にかかわらず、 <u>管理者が別に定める期間内に払戻しの請求があった</u> 場合であって、当該特例一日券が使用されていないときに限り、ウェブサイト等を利用する方法によりその全額を払い戻すものとする。 <u>【削除】</u>
5～7 [略]	5～7 [略]

附 則

この規程は、令和八年一月二十日から施行する。

(交通局総務部経営企画課)